

笛吹市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率(参考)	
					B/A	24年度の人の人件費率 %
25年度	人 70,669	千円 31,421,517	千円 1,381,753	千円 4,386,042	% 14.0	% 14.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

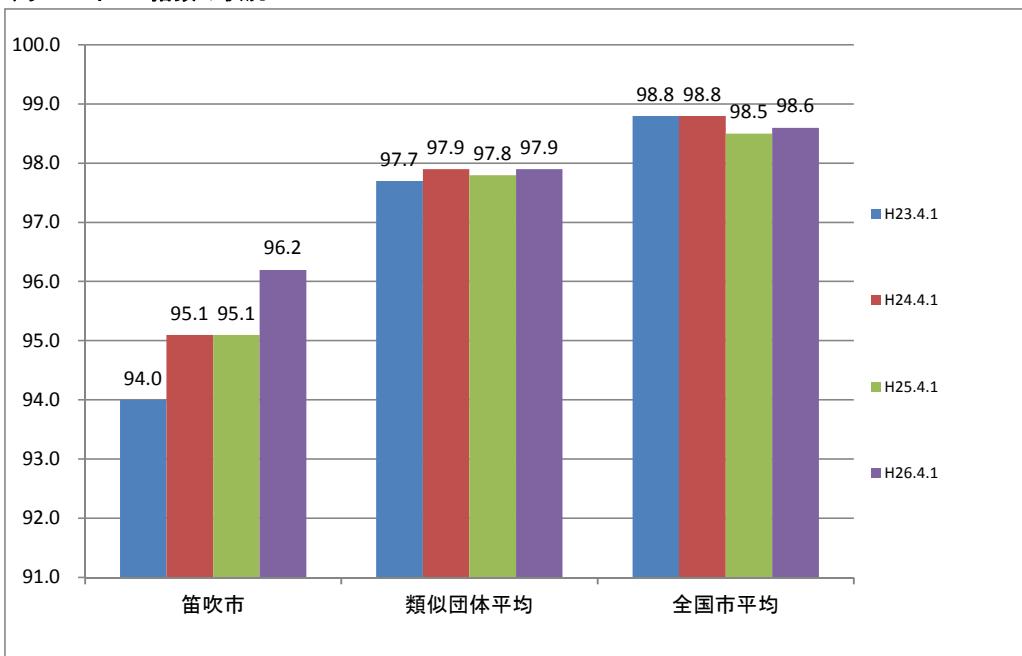
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 561	千円 1,857,823	千円 340,108	千円 748,197	千円 2,946,128	千円 5,252	千円 5,815

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職務職階に基づく給与調整を行ったため。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	0.27

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した

平均給与額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	月	月	月 (%)	月	月	月 4.10

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は

期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 · 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 平均2%引下げ。激変緩和のため経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笛吹市	43.4 歳	325,000 円	358,550 円	— 円
山梨県	43.3 歳	338,685 円	423,263 円	376,250 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

※山梨県・国・類似団体はいずれもH26総務省・山梨県資料から引用した。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)B	
笛吹市	52.7	32	262,700	271,318	—	—	—	—	—
うち運転技術員	52.3	3	284,700	300,033	—	運転技術員	51.3	341,500	0.9
うち調理員	52.3	20	255,400	261,800	—	調理士	45.0	273,900	1.0
山梨県	50.4	134	346,283	398,116	372,299	—	—	—	—
国	50.1	3,119	287,992	—	326,611	—	—	—	—
類似団体	49.7	34	316,350	352,255	(336,838)	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
笛吹市	— 円	— 円	—
うち運転技術員	5,134,296 円	4,097,800 円	1.3
うち調理員	4,062,765 円	3,687,100 円	1.1

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年度～24年度の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものの、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笛吹市	40.7 歳	309,300 円	324,622 円	— 円
山梨県	33.0 歳	295,261 円	340,674 円	(314,319) 円
国	41.8 歳	331,688 円	— 円	377,975 円
類似団体	40.8 歳	296,533 円	329,787 円	(314,923) 円

④消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笛吹市	36.3 歳	303,900 円	338,881 円	— 円
類似団体	38.5 歳	296,577 円	367,699 円	329,262 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給料月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		笛吹市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	129,200 円	146,700 円	円
	中学卒	121,600 円	129,200 円	円
看護・保健職	大学卒	198,300 円	206,900 円	円
	高校卒	円	円	円
福祉職	大学卒	184,200 円	184,200 円	円
	高校卒	円	153,200 円	円
消防職	大学卒	195,700 円	円	円
	高校卒	157,900 円	円	円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,600 円	306,400 円	358,600 円	406,000 円
	高校卒	***** 円	274,000 円	313,700 円	385,900 円
技能労務職	高校卒	***** 円	213,900 円	248,900 円	275,700 円
	中学卒	***** 円	***** 円	***** 円	***** 円
消防職	大学卒	291,087 円	347,800 円	377,400 円	***** 円
	高校卒	246,120 円	332,114 円	351,271 円	421,760 円

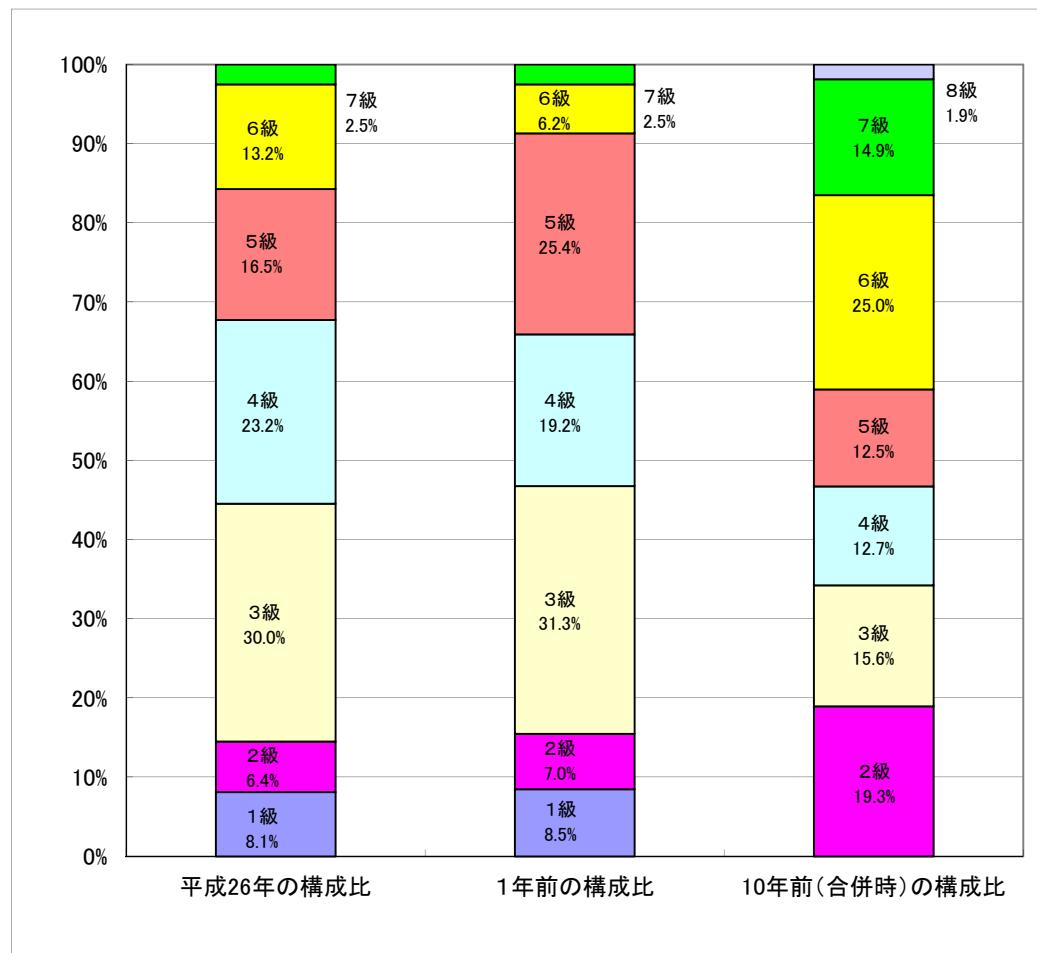
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	人 29	% 8.1	円 135,600	円 243,700
2級	主任	人 23	% 6.4	円 185,800	円 308,100
3級	主査	人 107	% 30.0	円 222,900	円 355,000
4級	副主幹・主幹	人 83	% 23.2	円 261,900	円 388,600
5級	主幹・監	人 59	% 16.5	円 289,200	円 401,000
6級	課長・支所長・次長・局長・館長・所長	人 47	% 13.2	円 320,600	円 423,000
7級	部長・会計管理者・事務局長	人 9	% 2.5	円 366,200	円 456,600

(注) 1 笛吹市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度を基にした、昇給への勤務成績の反映は行っていない。
今後については、人事評価制度の分析・検証を行いH29年度より反映をする予定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笛吹市	山梨県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,322 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,484 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(備考) 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

現在、管理職の一部を対象に前年度の人事評価結果を翌年度の勤勉手当に処遇反映を実施している。
その他の職員は、制度の分析、検証を行い反映をする予定。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

笛吹市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)	
退職時特別昇給:なし					
1人当たり平均支給額	21,138 千円		1人当たり平均支給額	—	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	2,180 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	33,030 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	77.6 %		
手当の種類(手当数)	4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	防疫等作業の命令を受けた職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護、患者の死体の処理	作業1日につき290円
行旅病人取扱手当	行旅病人処理作業の命令を受けた職員	行旅病人及び行旅死亡人の護送等に従事	行旅病人にあつては1人につき1,800円、行旅死亡人にあつては1体につき6,000円
救急業務従事手当	消防職員	救急業務に従事	出勤1回につき200円(救急救命士の資格に係る処置を実施した場合300円を加算)
災害業務従事手当	消防職員	火災・水災その他の災害現場においてはしご自動車等を使用した高所活動に従事	出勤1回につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	132,129 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	287 千円
支給実績(24年度決算)	116,755 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	266 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・配偶者以外の扶養親族:6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算 	同じ		67,092 千円	218,540 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間居住者:家賃の全ての額に応じ最高27,000円 	同じ		30,894 千円	268,643 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃に応じ月額55,000円まで支給 ・交通用具利用者 通勤距離に応じ月額2,000～24,500円を支給 	同じ		21,275 千円	40,065 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じて25,400円～78,200円を支給 	異なる	役職に応じて46,300円～139,300円を支給	72,861 千円	428,594 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給 料	市長	840,000 (840,000)	円 円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,000,000 円 ／ 440,000 円	
	副市長	650,000 (650,000)	円 円	830,000 円 ／ 375,000 円	
報 酬	議長	400,000 (400,000)	円 円	698,000 円 ／ 310,000 円	
	副議長	370,000 (370,000)	円 円	620,000 円 ／ 245,000 円	
	議員	360,000 (360,000)	円 円	560,000 円 ／ 222,000 円	
期 末 手 当	市長	(25年度支給割合)			
	副市長	3.0 月分			
退 職 手 当	議長	(25年度支給割合)			
	副議長	2.95 月分			
備 考	市長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額 * 在職月数 * 0.42(支給率)	16,934,000 円	任期毎	
		給料月額 * 在職月数 * 0.25(支給率)	7,800,000 円	退職後	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)

勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

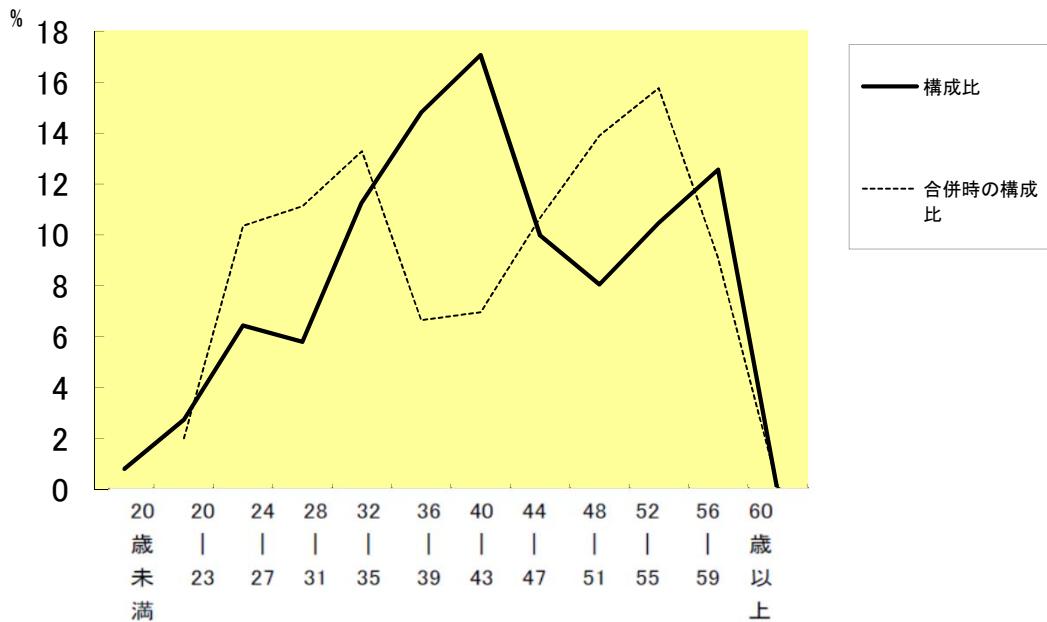
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0
		総務	122	119	△ 3
		税務	37	36	△ 1
		労働		0	
		農林水産	21	21	0
		商工	10	9	△ 1
		土木	33	32	△ 1
		民生	131	131	0
		衛生	37	39	2
	教育部門	397	393	△ 4	<参考>
					人口1万人当たり職員数 55.61 人
					(類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)
	消防部門	80	80	0	
		85	85	0	
		562	558	△ 4	<参考>
	会計企業部門等				人口1万人当たり職員数 78.95 人
					(類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)
		水道	22	22	0
		下水	12	12	0
	その他	32	30	△ 2	事務の統廃合及び縮小
		小計	66	64	△ 2
		628 [722]	622 [722]	△ 6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.01 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5	17	40	36	70	92	106	62	50	65	78	0	621

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	平成18年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
		職員数	増減					
一般行政	職員数	471		412	413	405	397	393 △ 19
	増減		△ 59	1	△ 8	△ 8	△ 4	93.1%
教育	職員数	96		85	84	82	80	80 △ 5
	増減		△ 11	△ 1	△ 2	△ 2	0	90.9%
消防	職員数	85		85	83	84	85	85 0
	増減		0	△ 2	1	1	0	102.4%
公営企業	職員数	70		71	68	66	66	64 △ 7
	増減		1	△ 3	△ 2	0	△ 2	89.1%
計	職員数	722		653	648	637	628	622 △ 31
	増減		△ 69	△ 5	△ 11	△ 9	△ 6	93.5%

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H24年度の総費用に占 める職員給与費比率	
					%	%
25年度	千円 1,507,687	千円 37,749	千円 105,944	7.0	7.2	

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 19	千円 69,763	千円 9,884	千円 26,297	千円 105,944	千円 5,576	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笛吹市	43.1 歳	317,293 円	465,000 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

笛吹市		笛吹市一般行政職	
1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,384 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,322 千円
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当		期末手当 勤勉手当	
2.60 月分 1.35 月分		2.60 月分 1.35 月分	
(1.45) 月分 (0.65) 月分		(1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

笛吹市公営企業職員			笛吹市		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
退職時特別昇給:なし			退職時特別昇給:なし		
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	21,138 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当

なし

才 時間外勤務手当

支 給 実 績 (平 成 25 年 度 決 算)	3,060 千円
職 員 1 人 当たり 平 均 支 給 年 額 (25 年 度 決 算)	235 千円
支 給 実 績 (平 成 24 年 度 決 算)	1,717 千円
職 員 1 人 当たり 平 均 支 給 年 額 (平 成 24 年 度 決 算)	132 千円

(注)

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務を含む。

力 その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円 ・配偶者以外の扶養親族:6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		2,580 千円	135,789 円
住居手当	・借家、借間居住者:家賃の全ての額に応じ最高27,000円	同じ		642 千円	33,789 円
通勤手当	通勤距離に応じ 2,000~24,500円	同じ		525 千円	27,631 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じて25,400円~78,250円を支給	異なる	役職に応じて46,300円~139,300円を支給	3,079 千円	513,166 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員:勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135	同じ		— 千円	— 円